別記１

誓　　約　　書

阿智村就業祝い金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　祝い金の交付前または交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、村長が調査を行うことに意義等を申しません。また、村長から祝い金に関する報告または書類の提出について求められた場合にはこれに応じます。

２　阿智村就業祝い金交付要綱第9条及び同条各号に基づき、次に掲げる要件に該当するときは、祝い金の返還に応じます。その場合、定められた期限までに滞りなく返還します。

(1)　虚偽その他不正な行為により祝い金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2)　祝い金の交付申請をした後、３年未満の間に村外に転出したとき。

(3)　祝い金の交付申請をした後、３年未満の間に祝い金の要件を満たす職を辞したとき。

(4)　祝い金の交付申請をした後、３年未満の間に祝い金の対象となった村内事業所の職を辞したとき。ただし、祝い金の加算額の区分に応じる別の村内事業所に就職した場合を除きます。

(5)　その他同交付要綱に違反する行為があったとき。

年　　月　　日

　阿智村長　様

申請者 住所

氏名